

令和 3 年度文部科学省における EBPM 推進に向けた取組方針（概要）

（令和 3 年 4 月 22 日 EBPM 関係課長等会議決定）

1. 基本的な取組方針

- 1) 事業検討段階における EBPM 的手法の実践及び知見の蓄積
- 2) EBPM 推進のための人材の確保・育成
- 3) EBPM 推進に資する統計等エビデンスデータの取得・活用・共有の促進
- 4) 政策評価及び省内の他の取組と連携した効果的・効率的な実施

2. 具体的な取組

1) ロジックモデル等説明資料の作成及びブラッシュアップ

予算事業については、原則として、事業の成果・目的等を明確化した様式に則って予算資料を作成する。加えて、以下の事業を対象にロジックモデル等の作成に取り組む。

- i) 行政事業レビュー公開プロセスの対象事業
- ii) 新規 10 億円以上の事業等

- ①令和 4 年度概算要求を行う新規要求事業のうち、要求額が 10 億円以上の事業
- ②新規 10 億円以上の事業の該当がない局においては、新規要求事業を中心に選定した事業

作成したロジックモデル等については、サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官及び外部有識者によるヒアリング等を通じ、ブラッシュアップを図るとともに、財務省説明においても活用する。また、取組の成果として、次年度以降に参照可能な資料として知見を蓄積するとともに、次年度の概算要求・行政事業レビューにおいても活用する。

2) EBPM 研修の開催

政策プロセスにおける EBPM の実践や、EBPM の知識等を習得した人材の確保・育成を目指し、EBPM に関する基礎的知識習得のための研修や、ロジックモデル作成のための実践的な研修に取り組むとともに、他省庁や省内の他の研修とも有機的連携を図る。

3) 外部有識者等への相談

文部科学省 EBPM アドバイザーや、文部科学省における政策評価に関する有識者会議委員などを積極的に活用し、助言を得る。

4) 教育分野等における EBPM の推進

教育 DX 推進室の設置や国立教育政策研究所における教育データサイエンスセンターの設立などの EBPM 推進体制の構築、データの利活用を推進する環境の構築、地方自治体における PDCA サイクルの構築推進等を行う。

5) 科学技術分野における EBPM の推進

NISTEP におけるデータ解析政策研究室の設置や、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会及び国立研究開発法人審議会における EBPM の推進、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画のフォローアップのほか、NISTEP による基盤的なデータ整備や分析、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業の実施等を行う。